

議案第136号

所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について

所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年12月 1日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。